

## 『改正三河後風土記』について

### —漢籍の引用を中心に—

宇都宮 睦 男

#### (要旨)

徳川家の歴史を記した『改正三河後風土記』は、原撰本たる『参河後風土記』に比べて漢籍の引用が多い。各説話の冒頭部、中部、末尾部に見られる。そこで、これらの各部に於ける漢籍の引用の働きを調べると、冒頭部と末尾部では、その説話全体の主題を表わしている場合が多い。これに対して、中間部では、その説話内の個々の事例について、その先例・典拠を示し、又、判断基準や行動規範などを表わしている。漢籍の引用によって、各説話全体の枠組みを作り、各事例の根拠を与えていると考えられる。

[キー・ワード：漢籍の引用・種類、説話の主題、先例・典拠、判断基準、行動規範]

徳川家の歴史を記した『三河後風土記』には、四十五巻からなる原撰本の『参河後風土記』(以下『原書』と略称)の他に、その改撰本である五十巻本の『三河後風土記正説大全』と四十二巻本の『改正三河後風土記』(以下『改正本』と略称)とが存する。改正本は徳川家の奥儒者成島司直なるしまとなかによって、天保四年(一八三三)十月に成ったものである。司直は、十一代將軍家斉、十二代將軍家慶に寵用された博学多識の儒学者である。改正本を撰するに当って参照した書物は、「引用書目」によると、三代実録から本

願寺系図に至るまで全てで一三五種に亘っている。従って、本文中には漢籍からの引用が散見される。本稿では、それらの種類とどのような場面で用いられているか表現の上から見てみたい。まず、引用された漢籍の種類と、それらがどういう場面に用いられているか、又、『三河物語』および原書の引用書目と比較してみたい。改正本の表現法の特徴の一端が窺えるのではないかと考えるからである。なお、改正本のテキストは、桑田忠親監修『改正三河後風土記』(秋田書店、昭52・2・15)であり、用例の下

の(一)内の数字は頁数、上中下は巻数である。又、原書は、愛知教育大学図書館蔵『参河後風土記』であって、(一)内の数字は私に付した通しの頁数である。引用文中の傍線部は全て筆者によるものである。

## 一、漢籍の種類

(1) 孟子・梁惠王(上303) 〓織田信長が京都に旗を立て天下に号令するのも間もないということを、「①織田上総介信長は今度足利義昭を守護し、江州より切て登り、三好・松永等の逆徒を誅伐し、足利家再興の功を成就し、中国に旗をたて、將軍家をわきささみ、四海を令せんに、齊桓普文の覇業瞬息の間に定むべしと悦びいさみ、其旨早々近国へ触渡されしかば、美濃・尾張・伊勢三国はいふもさらなり、近国の諸軍勢我おとらじと、濃州岐阜城下へ馳集るもの雲霞の如し。(上303)(原書956)」と述べている。「齊桓普文」は、齊の桓公と晋の文公のことで、春秋時代の国君で、諸侯を一統し覇業を遂げた人であって、「孟子、梁惠王上」に「齊桓普文之事、可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>聞乎。」とある。

(2) 史記・呉世家・秦記(上327) 〓今川家の駿府の城が、武田信玄によって焼かれる有様を、「②おりふし風烈しく吹て、城櫓其外楼閣一円にもえ上り、黒烟天地をかすめたり。今川家数代の間富貴奢侈を極め、積蓄たる財宝珍器名物数をつくして焼亡し、金銀をちりばめたる大廈高樓一夕の灰燼となりしありさまは、姑蘇城一夜の烟、咸陽宮三月の火もかくやあらん、呉越秦楚の古も思

ひやられ、哀といふもおろかなり。(上327)(原書1069)」のように述べている。「姑蘇城」は呉王夫差が姑蘇山上に西施のために築いた台の名、「咸陽宮」は秦の始皇帝が咸陽の地に作った宮殿である。

(3) 六韜、三略、孫子、呉子(上351) 〓武田信玄は上杉謙信と並んで、あらゆる兵法に通じていたということを述べるのに、「③按ずるに応仁以来諸国割拠の英雄豪傑少からず。其中に越後の謙信甲斐の信玄の二人は、殊更胸に韜略を明らかめ、手に常蛇を制す。兵を用い陣を布き、城を責敵を謀る、悉く孫呉に機を同じくせずといふ事なし。天下後世規則として是を仰ぐ事、泰山北斗の如し。(上351)」とある。例文中の「韜略」は「六韜」「三略」という兵法書であって、それぞれ太公望・黄石公の著とされるもの。「韜略」には兵法、兵法、軍略などの意味がある。「常蛇」は陣立の名で、孫子の「常山の蛇陣」から創出されたもの。又、「孫呉」は孫武と呉起とのことで、ともに春秋時代の兵法家。又、その兵法書「孫子」と「呉子」のことである。

(4) 孟子・梁惠王(上395) 〓武田信玄が、足利義昭の織田信長打倒の誘いを幸いとして京都に旗を立てようとする所を、「④信玄元來中国に旗を揚て、齊桓普文の覇業を志ければ是を幸ひとし、徳川家は織田殿第一倚頼せらるる所の与国なり、徳川家をさへ傾覆せば、織田殿を討ん事何の難き事あらむと思ひ立しなり。(上395)」のように述べる。「齊桓普文の覇業」という語は、既に用例①の所で取り上げた。

(5) 後漢書・王霸傳(中153) 〓武田氏滅亡の中で、多くの家臣は

主家を見限り離れていく中で、高遠城に立て籠った仁科五郎信盛以下の将兵は、最後まで節義を守ったということとを、「⑤凡甲信に群居する武士共は、みな信玄以来老練武功の勇士なれども、今度君命を恥かしめず、節義を守り死を致せしは、この高遠の将士のみなり。大節に臨てうばふべからざる貞操は、能々得難きものとはしられける。疾風知勁草<sup>二</sup>乱世識忠臣<sup>一</sup>と、古人の詩意宜なるかな。(中153) (原書184)」と述べている。傍線部の「勁草」は節操の固い士の喩えである。

(6)後漢書・仇覽伝、史記・陳涉世家、論語・憲問(中180) 〓明智光秀が信長の仕打ちに怨み憤り謀反を企てる時の心境を吐露する所で、「⑥光秀残念限りなく怨泣に泣居たりしが、いかが思ひ直しけん、『嗚呼誤てり誤てり 枳棘は鸞鳳の巢にあらず。燕雀なんぞ鵠鴻の志をしらん。大丈夫豈溝瀆に縊れて、諒とせんや』と、独笑して立出しが忽に安土を暇乞して江州坂本に帰り、所領丹波の龜山に趣き、はからふ事ありとて、廿六日坂本を發し京に出る。(中180) (原書196)」と述べる。

傍線部(イ)は〔後漢書・仇覽伝〕の「枳棘非鸞鳳之所棲。」による。鸞鳳のような靈鳥はいばらのような悪木にとまらないこと、賢人は卑しい地位にとどまらないという意味。傍線部(ロ)は〔史記・陳涉世家〕の「陳涉少時嘗與<sup>レ</sup>人傭耕、輟<sup>レ</sup>耕之<sup>二</sup>壟土<sup>一</sup>、悵恨久之、曰、苟富貴無<sup>二</sup>相忘<sup>一</sup>、傭者笑而應曰、若為<sup>二</sup>傭耕<sup>一</sup>、何富貴也、陳涉太息曰、嗟呼燕雀安知<sup>二</sup>鴻鵠志<sup>一</sup>哉。」による。小人は英雄の志はわからない。燕雀は小禽、鴻鵠は大鳥。次に、傍線部(ハ)は〔論語・憲問〕に「豈若<sup>下</sup>匹夫匹婦之為<sup>レ</sup>諒、自經<sup>二</sup>于溝瀆<sup>一</sup>、而莫<sup>中</sup>之

知<sup>上</sup>也」とあるのよっていている。自ら首を締め、みぞに陥って死ぬ。つまらぬ死に方の喩。

(7)論語・顔淵(中182) 〓明智光秀が信長への謀反を腹心に告げると、明智左馬助が「⑦『駟も舌に及ばず。我々五人は他言仕るべからずといへども、天知地知神しる所隠謀露頭疑ふべからず。一刻も早く京都へ出軍あらば、疑ふ方なく大儀成願すべし』と申せば、各これに同意し、(中182) (原書199)」と述べる所である。

これは〔論語・顔淵〕の「惜乎、夫子之説<sup>二</sup>君子<sup>一</sup>也、駟不<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>舌。〔注〕過言一出、駟馬追<sup>レ</sup>之不<sup>レ</sup>及」による。一旦口外した言語は四頭立ての馬車で疾く追ってもとりかえしがつかない。言を慎むべき喩である。

(8)説苑・正諫、論語・季氏、張衡・東京賦(中185) 〓信長が猛威に誇り、驕り高ぶるうちに、思いがけず、災いは身内から起り、光秀の謀反に遇うことを、「⑧白竜魚腹予且に困せらる、万乗の懼なきも猶一夫に忱傷すといへる。信長公大敵みな討亡し、今は天下に恐るるものなすと、四海を並吞する猛威にほこり、猶遠征を事とし、蕭牆至近の地に禍おこるべしともおもはず、驕恣<sup>レ</sup>樂を専らとせられ、堅氷は履霜より起り、尋木は蘖栽より生ずる理りに心付給はざりしぞうたてけれ。(中185) (原書191)」と述べている。

「白竜魚腹」は〔説苑・正諫〕に「呉王欲<sup>二</sup>從<sup>レ</sup>民飲<sup>一</sup>、伍子胥諫曰、不可、昔白龍下<sup>二</sup>清冷之淵<sup>一</sup>、化為<sup>レ</sup>魚、漁者予且射中<sup>二</sup>其目<sup>一</sup>、(中略)今棄<sup>二</sup>萬乘之位<sup>一</sup>、而從<sup>二</sup>布位之士<sup>一</sup>飲<sup>レ</sup>酒、臣恐其有<sup>二</sup>予且之患<sup>一</sup>矣、王乃止。」とあり、神靈な白龍が魚に化けて予

且という漁人に捕えられたことから、転じて、貴人の微行して危険に遇う喩である。「蕭牆」は、「論語・季氏」に「吾恐、季孫之憂、不在顛輿、而在蕭牆之内也。」とあり、「蕭牆」は門の内側に、ついたてのように立ててある土べい。転じて、門内、家庭内という意。「蕭牆之憂」という語があり、内部・身近かに存在する憂患。内から起る憂患。内乱。又、「堅氷」は「張衡・東京賦」に「堅氷作於履霜、尋木起於蘗栽」とある。「履霜」は九月、「堅氷」は十一月。「覆霜堅氷至」は、禍害が微から漸く顕はれ深きに至る喩。「尋木」は大木、「蘗栽」はひこばえ。伐つた木の根から生える芽。災いの芽は初め小さくとも、次第に大きくなるということの喩えである。

(9) 史記・刺客・荊軻傳、世説新語・黜免(中203) 〓毛利との和睦が成ったにもかかわらず、思いがけない主君信長の横死にあつて、秀吉がくやしがり悲しむ所であるが、「⑨毛利は亡君の武威に畏服し、三ヶ国を避渡し降参和陸の盟約すでに成に及び、豈料らんや賊臣光秀が叛逆して、主君御父子うたれ給ふと、長谷川宗仁が方より告来る。秀吉是を聞て扼腕切齒して、怨憤かぎりなく腸断むとす。(中203)(原書200)」とある。「扼腕切齒」は〔史記・刺客・荊軻傳〕に「樊於期偏袒揜袖而進曰、此臣之日夜切齒腐心也。」とあり、腕をにぎりしめ、齒を食いしばつて憤慨することである。非常に残念がることである。「断腸」は〔世説新語・黜免〕に「桓公入蜀、至三峽中、部伍中、有得猿子者、其母縁岸哀號、行百餘里不去、遂跳上船、至便絶、破視其腹中、腸皆寸寸断、公聞之怒、命黜其人。」とある。はらわたがち

ぎれるほど悲しむことである。

(10) 史記・項羽紀(中211) 〓山崎合戦に敗れた光秀が青竜寺に逃れ、槽の上から四方を望むと、敵の大軍が雲霞の如く取り囲んでいる。これを見ての述懐で、「⑩光秀槽に登り四方を望めば、敵の大軍、雲霞の如く、其旌旗風にひるがえり、『あな夥しの軍勢やな。敵の人数三万七千五百余とは聞つれど、かく目にあまる大勢は、近国の勢の集まりたるか、見方の人数敵に加はりしか、四面楚歌の声したる項王の陣中も同じ思ひ』と周章す。(中211)(原書203)」とある。

「四面楚歌」は、〔史記・項羽紀〕に「夜聞漢軍四面皆楚歌、項王乃大驚曰、漢皆已得楚乎、是何楚人多也。」とある。楚の項羽が垓下で漢軍に囲まれ、四面皆楚の歌を歌うのを聞いて、漢が已に楚を降服させたことを嘆じた故事。四方皆敵で全く孤立すること。孤立無援。

(11) 三国志演義(中288) 〓原書では、家康と秀吉が楽田で自ら戦つたように記しているのは全く根拠がなく、三国志演義の一節をまねて作った妄説であるとして、「⑪按ずるに神君と秀吉と楽田にて御自身御合戦の事を原書にしるす。この事御年譜・大成記・創業記・家忠日記等更に見えざる事也。こは榊原康政が楽田の諸將に廻文を送り、秀吉不忠の罪悪を罵る。秀吉大に怒り、『榊原が首切て持参するものには、恩賞望にまかせん』と触しを、抛」とし、三国志演義に載たる曹操潼関に戦て马超に追れ、紅袍を脱棄馬上に髻を切し事を模擬剽襲して、一場の妄説を附会せしものなり。

(中288)」と述べる。

(12) 史記・項羽紀(中316) 〓 「沐猴にして冠す」という語があるが、猿とあだなされた秀吉が関白にまで昇りつめたことを、「(12) 楚人沐猴にして冠すといひし異国の諺、この日本に符号して、猿冠者と名に聞えたる織田家の奴僕、風雲の機会を得て、今正二位内大臣秀吉関白の職に昇り、百敷の大宮人の一座の宣下を蒙り、雲鶴の袍を身にまとひ、一天の君を補佐し奉る。(中316)(原書240)」と述べる。「沐猴而冠」は、「史記・項羽紀」に見られ、さるのくせにかんむりをつけている。ある人が項王ら楚の人の学識・教養のないことをのしつたことばである。

(13) 六韜、三略、孫子、呉子(中316) 〓 秀吉は学問・教養こそないが、知計、才略が万人に卓越していたことを、「(13) この人生知の雄略大度、眼に六韜三略をみずといへ共、胸に孫呉の知計をたくはへ、幼より不学無術といへども、将に将とし衆をなづくる才略、万人に卓越し、天下を席の如く巻て、四海を括囊するに及んで、まさに今上杉景勝と謀を合せ、真田昌幸・小笠原貞慶を先手とし、石川伯耆守数正が味方に降参を幸に、今度三遠へ発向し、徳川家を前後よりさしはさみ討時は、ゆゆしき大事と世上にて思ひの外、天正十四年丙戌重ねて織田信雄と度々密議せられ、織田源五長益・羽柴下総守雄利・土方勘兵衛雄久を使とし、遠州浜松城へ参らせらる。(中316)(原書240)」と述べる。「六韜」「三略」「孫子」および「呉子」は既に用例④に既出。

(14) 史記・秦始皇紀・衛將軍傳(中344) 〓 後陽成帝の行幸を仰ごうとして、秀吉は聚楽第を造る。その豪華絢爛たる様を、「(14) されば殿下一昨天正十三年の春より、内野に御所構造せられ、四方

三千歩四圍の築地石垣山の如く、鉄柱銅扉の高樓飛閣金薨珠簾日影にかがやき、雕鏤の玉虎融風に嘯き、金竜は瑞雲に蟠る。天下の宝玉奇貨を積貯へ、珍木名花を植渡し、秦の始皇の阿房・漢の孝武の建章も、是には過じと目を驚かす。(中344)(原書251)」と述べる。

「阿房」は阿房宮で、秦の始皇帝が築いた宮殿。今の陝西省西安市の北西、渭水の南にあった。「建章」は漢の宮殿の名で、長安城外にあった。

(15) 史記・三十一・四十一(中468) 〓 権勢を誇つた小田原北条氏の滅亡という盛者必衰のことわりの先例として夫差と句踐を取り上げて、「(15) 彼呉は強大なりといへども、夫差以つて亡び、越は会稽に棲といえへども、句踐は世に覇たり。天命いかで頼むべけんや。小智みづから私して彼を賤しめ我を貴び、其身数代の余慶に依て、北条氏政入道截流斎関八州沃野千里百物殷阜の地を押し領し、巖險襟帯の堅を拠とし、実に金城天府此外に恐るるものなし。驕逸に思ひおごり、天命善に福し淫に禍する世のならひにも心付ず、五代の榮華一時にちりはて、さしもにたのみし小田原城をも住すて、左京太夫氏直・陸奥守氏照・美濃守氏規・十郎氏房等と共に医師田村安栖良伝が家に引移る。(中468)(原書291)」と述べる。

「夫差」は春秋時代の呉の王。越国と戦い父のあだを討つたが、越王句踐の策略にあやつられ、前四七三年に句踐に滅ぼされて自殺した。「句踐」「勾踐」とも書く。春秋時代の越の王。はじめ呉王の夫差にとらえられて恥辱を受けたが、のち許されて帰り、忠

臣の范蠡と力を合わせて国力を回復し、ついに呉を滅ぼした。

(16) 書経、詩経・周頌(下40) 〓秀吉が猥りに遠征を好み民を苦しめることを批判して、「<sup>⑩</sup>按ずるに兵は戢ざるを悪み、武は戈を止るを貴ぶ。故に書に放牛帰馬を称し、詩に戢戈棄弓を美とす。(下40)」と述べる。「放牛帰馬」は戦争に使った馬や牛をかえし放つこと。再び戦争をせぬこと。「戢戈棄弓」は〔詩経・周頌・時邁〕に「載戢干戈、載棄弓矢」とある。武器を蔵しまた用いない。戦争をやめること。

(17) 前漢書六、隋書三、孟子・盡心下(下40) 〓秀吉の朝鮮出兵の先例として、漢武帝、隋煬帝の事蹟をあげ、「終に民疲れ国亡ぶるに至る」と批判している。次いで、「孟子・盡心下」の「其為<sub>レ</sub>人也多欲、雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>存焉者<sub>一</sub>寡矣。」をあげ、湯武、桀紂のことに及ぶ。即ち、「<sup>⑪</sup>昔漢の武帝しばしは匈奴を伐て、大は国力を虚耗し隋煬帝三度遼左を征して、終に民疲れ国亡ぶるに至る。古より帝王務めて土地を広め、身後の虚名をもとめんとし、身に益なく国に害を残す者多し。人主の兵を窮め武を黷す、基本源はみな私欲の忘れがたきによる者なり。孟子の所謂其人となりや多欲なれば、存する者ありといへども少しといへり。湯武は欲をすてて興り、桀紂は欲を専らにして亡ぶ。後世の人主こころ得給ふべきの第一なり。(下40)」と述べる。湯武、桀紂の事蹟は、後世の人主がよく心得ておくべきことの第一だとしている。

(18) 史記・越世家・淮陰侯傳(下54) 〓蒲生家の転封の事を述べるに先立って、「<sup>⑫</sup>狡兔死して良狗烹らる。高鳥尽て良弓蔵らる。敵国破れて謀臣亡ぶ。勇略主を震する者は身危く、功天下に蓋ふ

者は賞せられず。これ千古の英雄豪傑長歎する所なり。(下54)

(原書313)と述べている。  
「狡兔死良狗烹」は、〔史記・越世家〕に「蜚鳥盡、良弓藏、狡兔死、良狗烹」とあり、又、〔史記・淮陰侯傳〕に「果若三人言、狡兔死良狗烹」とある。すばしこい兔が斃れ死ねば、それに労した獵犬は不用となるから、烹て食われる。敵国が亡びると、功のあつた謀臣はもはや用なしとて誅戮せられる喩。役に立つ間は追い使はれるが、用が無くなれば捨てられる喩。

(19) 詩経・小雅(下65) 〓秀吉は遺言して、遺児秀頼に忠勤を励むために大小名は全て和睦せよと命じると、秀頼に二心はないが、不和の徒を一時に和睦はなりがたしという。家康は秀吉の意を請け、「<sup>⑬</sup>神君聞召て『各申さるる所の如きは、各はや起証文の表を破らると申者なり。凡天下の乱るる根元は、諸侯不和にして各威権を争ひ、互に争戦をいとむより起れり。各には私の意趣を專一とし、公儀の令条を違背すといふものなれば、豈是人臣の道ならんや。普天の下王土にあらざる所なし。公儀の令条を違犯して、国家の禄を受べからず。(中略)』と仰ける。(下65)(原書3136)」と述べる。

引用文中の「普天の下王土にあらざる所なし」は、〔諸経・小雅・北山〕に「溥天之下、莫<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>王土<sub>一</sub>、率土之濱、莫<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>王臣<sub>一</sub>。」とある。「溥天」は「普天」と同じで、天の覆う限り。あめがした。という意味である。

(20) 曹植詩、後漢書・孟嘗伝(下284) 〓石田三成は戦いに備えて有能な人材を大金をはたいて集めていたが、その一人に高橋修理

という者について述べる。即ち、「②又広瀬兵庫が故郷広瀬谷には、高橋修理といふ浪士あり。」<sup>(1)</sup>此者胸に孫呉が兵法をおさめ、器局拔群の士なりと兼て聞及ぶ。『其方説諭して聘を厚くし味方に招くべし』と命ず。兵庫は広瀬谷に至り、修理が閑居を尋ぬ。黄金百枚を送り、石田が詞を告しに、修理首を振て『我身は足利尊氏將軍の頃より、代々此地に住し、吠坂けんぼの中に耕して食ひ、織て衣を着し、飢ず凍ず先年太閤殿下よりも礼を厚して召れけれども、山野のなま人もとより仕官の望なければ、辞退して此地を離れず。まして、今は齡桑榆そうゆに迫りぬ。当世の英華は求るに足らず』とて、黄金百枚投歸して兵庫を追歸しけり。当生まれなる高尚の隠者と、聞人甚はなは感じけるとぞ。(下284) (原書ナシ)とある。

傍線部(イ)の「孫呉の兵法」のことは、用例④に既出。傍線部(ロ)は〔曹植・贈白馬王彪詩〕に「年在桑榆間、影響不能追」とある。その他、後漢書、旧唐書などにも、この語が見られる。「桑榆」は晩年、老年の喩。

(21) 史記・刺客伝 (下292) 〓金吾中納言秀秋の心中が計り難いとして、石田・宇喜多等が金吾を呼び出す。使者に応じなければ刺殺してもよいと命じる。使者は、「②戸田も平塚も『仰にや及ぶべき。荆軻が秦王をとらへながら、本望を達せざりしごとき、未練の働はつかふまつるべからず』と返答し、兩人高宮に至り、秀家三成の口状を申述たり。(下292)」のように、覚悟のほどを述べる。〔史記・刺客・荆軻傳〕は用例⑩に既出。「荆軻」は戦国時代の齊の人。燕の太子丹の客となり、命によって、秦王を劫かし諸侯の侵地を反さしめんとし、樊於期の首及び督亢の地図を持して

秦王に謁し、匕首ひしほ(あいくち)を以て之を搦とつて中たらず、遂に殺さる(大漢和辞典)。

(22) 三略・上略、孟子・公孫丑下 (下324) 〓関ヶ原合戦が明九月十五日ときまつたが、或る部下が明日は西塞にしきさいだというと、家康が笑つて、「②古語にも將の諫せんは密ならん事を欲し、諸卒の心は一ならん事を欲し、敵を伐は疾を欲と聞及ぶ。方位は西塞りたると何ぞ忌ことかあらん。敵西に陣して塞が故に、我東より軍勢を進め是を破り開くべし。開くは塞の本塞もとさいは開くの基、古今往亡を避ざる名将多し。」<sup>(ロ)</sup>天の時は地の利にしかず、地の利は人の和にしかず。味方の和兵を以て敵の不和兵を伐に、勝ざる事あるべからず。況や九月十五日は日に於て勝にあたる合戦の大吉日なり。何に取てもさはりなし。軍は弥辰の刻に始むべし(下324) (原書424)と述べる。

傍線部(イ)は〔三略・上略〕に「軍讖曰、將謀欲密」とあり、計略は秘密にしないと効果があがないという意味。又、(ロ)は〔孟子・公孫丑下〕に「天時不<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>地利<sub>一</sub>、地利不<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>人和<sub>一</sub>」とあり、事をなすには人の和が第一であるという意味。家康は味方の和兵で敵の不和兵を討つのに勝たないはずはない、という。

(23) 史記 (下362) 〓関ヶ原合戦に敗れた長束政家は逃れて江州水口の居城に帰籠城し防戦すると聞えたので、家康は部下に命じ、説得して開城させようとする。その使者の口上には、「③其元一人天命にそむき孤城を守り、たとひ張良・陳平の智謀、樊噲・周勃が猛勇を振はるるとも、天下の勢を敵に引うけ運を開かれん事、千に一もあるべからず。はやく前非を悔て罪を謝し、其城を明退

給ひ後榮を期せらるるにしかざるべし（下362）（原書437）」と述べる。用例中の張良、陳平、樊會および周勃は夫々、史記の五十五、五十六、九十五および五十七に見える所である。

(24) 国語・越語下（下368） Ⅱ 関ヶ原合戦後、三成の近臣小幡助六が東軍側に生捕られて、主人の行く方を尋問された時、助六は少しも臆せず答えるには、「<sup>24</sup>某は幼少より三成が厚恩を蒙りし家人に候へば、只今に於て三成が隱家を委しく存候。去ながら御賢察をも御加へ下さるべし。主となり従者となる、君臣の道は人の大倫と承り候。君辱しめらるる時は臣死すると申古語あり。いかに我身の危難を逃れんとて、主人の隱家を告る事のかなふべき。たとへ水火の責車裂の刑に所せらるるとも、此儀に於ては申上べからず。某又謀反人の従類なれば、とくとく首を刎らるべし（下368）（原書440）」と申切る。

用例中の傍線部は、「(国語・越語下)に「臣聞レ之、為レ人臣者、君憂臣勞、君辱臣死」とある。臣下は主君と生死苦楽をともしずべきだとする中国、戦国時代の范蠡のことば。

(25) 左思・呉都賦（下381） Ⅱ 家康の臣本多正純が、生捕られた石田に向つて「大谷殿一人を捨殺にし、一日の露命をおしんで其場を遁去つたのか」と尋ねると、石田が答えて、「<sup>25</sup>大谷を捨殺にして我々立退しと思ふは、流石に其元陪臣の身井中の蛙大海をしらず、<sup>(イ)</sup>不レ窺<sup>レ</sup>玉淵<sup>一</sup>者不レ知<sup>レ</sup>驪龍<sup>一</sup>之所<sup>レ</sup>蟠<sup>一</sup>、<sup>(ロ)</sup>不レ視<sup>レ</sup>上邦<sup>一</sup>者未<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>英雄之所<sup>レ</sup>纏<sup>一</sup>といへる譬の如く、宇喜多我等は幼君を大切に思ふが故、再び時節を伺ふ志なり。（下381）（原書ナシ）（基業ニアリ）」と述べる。

用例中の傍線部(イ)は「左思、呉都賦」の「翫<sup>レ</sup>其磧礫<sup>一</sup>、而不<sup>レ</sup>窺<sup>レ</sup>玉淵<sup>一</sup>者、未<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>驪龍<sup>一</sup>之所<sup>レ</sup>蟠<sup>一</sup>也。」により、傍線部(ロ)も同じく「習<sup>レ</sup>其敵邑<sup>一</sup>、而不<sup>レ</sup>觀<sup>レ</sup>上邦<sup>一</sup>者、未<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>英雄之所<sup>レ</sup>纏<sup>一</sup>也。」によつて「上邦」は王都に近い諸国。上国。陪臣の身では、宇喜多我等の幼君を大切に思う気持がわからないであろうと、正純を揶揄している。

(26) 詩経・大雅（下386） Ⅱ 神君の威徳によつて、天下が大いに定つたということ、<sup>26</sup>「王赫として斯に怒、爰に其旅を整へ、以<sup>レ</sup>徂莒<sup>一</sup>を征し以<sup>レ</sup>周の祐を篤して、天下に対ふ」といへる、周の詩人が詞に違はず、神君天意人望の帰する所、一戎衣して天下大に定まる御威徳、しばらく盛旆を大津に留められ、毛利中納言輝元・増田右衛門尉長盛が動静をうかがはせらる。（下386）（原書441）」と述べる。用例中の傍線部は、「詩経・大雅・皇矣」の「王赫斯怒。〔箋〕赫、怒意」による。「赫」は怒るさまである。

(27) 孟子・離婁下（下436） Ⅱ 黒田如水が、九州の西軍側の諸城を次々に攻め落し、中津の街を通行しながら、居城へも立寄らず、妻子にも対面しなかつたことを、大禹の聖徳にひとしい挙動とほめて、「<sup>27</sup>如水居城の下を過ながら、妻子に対面もせず、野陣して翌日早天に打立けるは、古に所謂三たび其門を過れども入らずといへる、大禹の聖徳にひとしき挙動、義経・義貞に遙かにまされりと、世上おしなべて感じ称せぬ者はなし。（下436）（原書ナシ）」と述べる。

用例中の傍線部は、「孟子・離婁下」の「禹稷當<sup>レ</sup>平世<sup>一</sup>、三過<sup>レ</sup>其門<sup>一</sup>、而不<sup>レ</sup>入」による。禹が治水の為、三度家門を通りなが



ら入らなかつた故事。自己の職分に熱心なこと。

〔28〕史記・一百十九、唐書・二(上284) Ⅱ家康は三河一國を平定し、三奉行を置いたが、この三奉行のことを、「<sup>28</sup>其頃三河の土俗が、仏高力、鬼作左、とちへんなしの天野三郎兵衛と、うたひしとぞ。各其性質の異なるを、一所にあつめて事を掌らしめ給ふ事、鄭子産が猛を以て寛をすくひ、鄭國を治め、唐太宗の房玄齡と謀り、杜如晦と断じて、貞觀の太平を致せし如く剛柔をもて互にすくひ、寛と猛とを兼て施し給ふ神慮の程こそありがたけれ。

(上284)(原書907-908)」と述べる。

家康の治世を、鄭子産や唐太宗になぞらえている。「鄭子産」は春秋時代、鄭の大夫。公孫僑のことで、字は子産。國政を執ること四十餘年、晉楚のために鄭に兵を加えず、とある(大漢和)。「史記・一百十九」に記録あり。「唐太宗」は李世民のこと。高祖の次子。即位後、銳意治を図り、賢相には房玄齡・杜如晦あり、諫臣には魏徵・王珪あり、名將には李勣・李靖あり。奢を去り、賦を軽くし、刑を寛くし武を整へ、海内昇平にして、威、域外に及ぶ。在位二十三年にして崩す。年号は貞觀(大漢和)。(唐書二)に記録あり。

以上の個々の用例の検討を通して明らかになった漢籍を、出現順に列挙すると、次のようになる。

孟子・梁惠王、史記・呉世家・秦紀、六韜、三略、孫子、呉子、後漢書・王霸傳・仇覽傳、史記・陳世家、論語・憲問・顔淵・李氏、說苑・正諫、張衛・東京賦、史記・刺客・荊軻傳、世說新語・黜免、史記・項羽紀、三國志演義、史記・秦

始皇紀・衛將軍傳、史記三十一・四十一、書經、詩經・周頌、前漢書六、隋書三、孟子・盡心下、史記・越世家・淮陰侯傳、詩經・小雅、曹植詩、後漢書・孟嘗傳、孟子・公孫丑下、國語・越語下、左思・呉都賦、詩經・大雅、史記一百十九、唐書二

全部で三十八種みられる。見落しもあると思うが、大凡の傾向はとらえることができる。

ところで、改正本のもとになっている原書の漢籍の引用はどのようなか、拙稿「原撰本『參河後風土記』について」『三河物語』と比較して(『日本文化論叢・第五号・一九九七・三、愛知教育大学日本文化研究室)から取り出してみると、次のようである。

論語、史記・孔子世家、孟子、中庸、書經、四書五經小学、などであつて、ほぼ四書五經に限られており、他は史記の例が僅かに見られるに過ぎない。改正本は、基本的には原書に よりながら、部分的に改正を施していると見られるのに、漢籍の引用の点では、原書の六種に対して、改正本は三十八種にも達し、六倍以上である。圧倒的に改正本の方が漢籍の引用が多い。

更に、改正本は漢籍の引用の種類が多だけでなく、漢籍の引用の仕方にも特色が見られるようである。以下、その点を節を改めて述べることにする。

## 二、漢籍の引用の仕方

本節では、改正本の漢籍の引用の仕方を、表現の面から検討してみたい。まず、改正本で漢籍が引用されている箇所に対応する原書の本文にも同じ漢籍が引用されていて、明らかに影響関係が存すると思われるものは僅か五例である。他の三十三例は、原書に対応箇所がないか、あっても漢籍が引用されていないかである。両者で漢籍が一致するものを用例番号で表すと、次の五種である。

用例② 史記・呉世家、同・秦紀

用例② 史記・三略・上略、孟子・公孫丑下

用例③ 史記

そこで、以下、順に夫々を比較検討してみることとする。改正本の用例は既に前節で取り上げたので、本節では省略し、原書の用例のみを掲げる。

まず、前節の改正本の用例②に対応する原書の本文は次のようになっている。

〔原書〕折節、風ハ烈ク吹テ雲カ煙カト燃上ル。サシモ年比財産ヲ弊シテツクリ磨シ大廈ノ構ヘ一時ニ灰燼トナル。姑蘇城

一片ノ煙、咸陽宮三月ノ火、呉越秦楚ノ古ヘモ角ヤト覚テ浅

猿シ。(1069)

両者を比較すると、駿府の城が燃える様を、中国古代の姑蘇城や咸陽宮の燃える様になぞらえている点で、両者は基本的に一致して、相違は見られない。次に、用例②を見ることにする。

改正本の用例②に対応する原書の本文は次のようになっている。

〔原書〕三略ニ云「將メ(イ)謀コトハ欲ス密(ホ)。諸卒ハ一敵ヲ

欲責ハ、欲レ疾シ」ト見ヘタリ。マタ西塞リノ事矣ンゾ忌ニ

足ンヤ。今敵ハ西シニ陣ス。故ニ塞リタリ。東兵ヲ進メテ塞

リタルヲ討破テ通路ヲ開ンニ、何ノ禁忌カアルヘキ。塞リニ

明ルノ元、開クハ閉ルノ根也。名將見ル利則ハ不避ヲ往亡ヲ

事、古今其例多シ。於是ニ、良將用レ之ス。(イ)佛語ニ云ク、「迷

則ハ三界ハ城、悟ル則ハ十方空シ。本来ニ無東北、何ソ有南

北」ト云ヘリ。(ロ)儒書ニ云ク、「天時ハ不レ知(ロ)地利、地ノ利

ハ不レ如(ロ)人之和(ロ)。去レハ、味方ハ乘レ氣ニ、兵ノ心和シタ

リ。敵ハ心臆シテ不和也。誰レカ斯ニ樊噲、張良カ勇ミヲナ

サ、ルヘキ。明日ノ軍ハ辰ノ刻ニ始ムヘケレハ、弥々、其旨

ヲ可レ存ト可申シ渡ス。又日取ヲ以テ勸コトニ、九月十五日

ハ勝ニ當テ大吉日也。何ニ付テモ不足ナシ(424)

両者を比較すると、傍線部(イ)の三略の引用と傍線部(ロ)の孟子の引用とは共通しているが、原書に見られる佛語の引用文は、改正本では省略されている。次に、改正本の用例③に対応する原書の本文は次のようである。

〔原書〕然ルニ、足下独り當城ニ楯籠リ呉子孫子カ智謀ヲカマ

ヘ、樊噲、周勃カ猛勇ヲ振フトモ、運ヲ開ンコト難シ。(473)

右の原書の「呉子孫子」が改正本では「張良・陳平」に改変されている。これは、その後に出て来る「樊噲・周勃」との関係で、同じ漢の高祖の家臣ということで「張良・陳平」にしたのである。

用例としては以上の僅かの三例であるが、漢籍の引用が一致する場合にも部分的な改変がなされていたり、原書の仏書からの引用を改正本では削除していることが明らかとなる。

次に、原書には見られず、改正本のみ存する漢籍の引用の仕方を検討する。まず、漢籍の引用部分が、改正本の一説話又は段落のどの部分に位置しているかによって、冒頭部、中間部、末尾部の三部分に分けてみることにする。

(1) 冒頭部分に位置しているもの (12例)

(ア) 説語の冒頭にあるもの (6例)

用例⑧⑫⑬⑮⑯⑲⑳

(イ) 説話の冒頭の文中にあるもの (4例)

用例①③④⑳

(ウ) 段落の冒頭にあるもの (2例)

用例⑬⑭

(2) 中間部分に位置するもの (16例)

(ア) 会話・心話文中にあるもの (10例)

用例⑥⑦⑩⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕

(イ) 地の文中にあるもの (6例)

用例②⑨⑪⑰⑳㉘

(3) 末尾部分に位置しているもの (2例)

(ア) 説話の末尾にあるもの (2例)

用例⑤⑰

(イ) 段落の末尾にあるもの (ナシ)

以下、分類の順に用例に即して述べる。まず、(1)の(ア)の場合は

次のようである。

用例⑧白竜魚服予且に困せらる、万乗の懼なきも猶一夫に  
怵惕すといへる。(中185)

これは、「信長公御父子生害の事」という説話の冒頭部である。信長父子が本能寺及び二条城において横死することを述べた段であるが、その事例を一般化(法則化)したものを漢籍に求めている。換言すれば、説話の冒頭に法則の如きものをまず述べて、その具体的な事例を以下に述べる方法であって、いわば演繹的な記述法になっている。

用例⑫楚人沐猴にして冠すといひし異国の諺、この日本に符  
号して、猿冠者と名に聞えたる織田家の奴僕、風雲の機会を得て、  
今正二位内大臣秀吉関白の職に昇り、(中316)

これは、「関白妹君浜松御入輿の事」という説話の冒頭部である。猿冠者といわれた秀吉が関白にまで成り上り、家康を臣従させるために妹朝日姫を輿入させるといふ段であって、この用例の⑫の冒頭部の傍線部は、学問・教養のない秀吉を項羽になぞらえて言ったもので、この説話全体のテーマを述べたという程のものではない。先例を中国に求めたという程度のものである。

用例⑮彼呉は強大なりといへども、夫差以て亡び、越は会稽に  
棲といへども、勾踐は世に霸たり。天命いかで頼むべけんや。(中  
468)

右は、「氏政・氏照自殺付氏直趣高野山事」という説話の冒頭である。繁栄を誇った小田原北条氏の滅亡を述べた段であって、天命は頼みがないというテーマを最初に掲げ、以下、具体的事例

を述べる演繹的記述法は、用例⑧に通じる。

以下は、用例を省略するので第一節を参照して頂きたい。用例⑩は、「朝鮮陣発端付神君御評論の事」という段の後注部分の冒頭である。この後注というのは、本文に対して撰者の改正の主旨や立場、主義主張を述べたもので、撰者の考えの最もよく表わされている部分である。戦争は止めるのこそ望ましいのに、秀吉が朝鮮出兵を試みたことを批判している。そのテーマを冒頭に掲げたものであつて、やはり演繹的記述法である。

次に、用例⑪は、「神君内大臣御昇進付蒲生・上杉転封の事」という段の冒頭である。敵国が減ぶと、功臣は殺されるといふことを説話の冒頭に述べて、その事例として、蒲生家の転封の事を述べる。この演繹的記述法は用例⑧などに通じる。

次に、用例⑫は「秀頼公使者謝恩付輝元・長盛の事」という段の冒頭部である。関ヶ原合戦後、家康の威徳によって天下が大いに定つたことを述べるのに、周の詩人の詞を持ち出す。この漢籍からの引用をテーマとして、以下具体的な記述がなされる。演繹的記述法である。

以上、漢籍からの引用文が説話の冒頭にある場合は、用例⑬を除いて、他は全て、その説話全体のテーマを表わすものとして、冒頭に置かれていることが明らかになつた。

次に、(1)の(イ)「説話の冒頭の文中にあるもの」というのは、(ア)のように冒頭部の最初にあるわけではないが、冒頭の文中に漢籍の引用が見られるものであつて、(ア)に準ずる性格を持つものと考えられる。まず、用例①は「織田勢岐阜出陣の事」という段の冒

頭文の中に、漢籍からの引用語が存するものである。信長が美濃・尾張・伊勢の軍勢を中心に、馳集つた近国の軍勢をひきいて、永禄十一年岐阜を出発、上京の途についた。これは斉桓晉文の覇業の先例にならうものである。このように、改正本は漢籍に根拠や先例を求めながら記述していくという特色が見られる。これに対して、原書は『三河物語』に比べると、漢籍の引用が多いが、改正本ほどに漢籍に判断の根拠や先例を求める態度は強くないのではないか。

次に、用例③「山県三郎兵衛昌景狼藉付天方・飯田落城の事」という段の後注の冒頭文中に見られる。戦国時代の群雄の中で、謙信・信玄の二人は殊更軍略に秀でていたといふことを述べる所で、六韜・三略・孫子・呉子の先例をあげている。判断の基準を漢籍に求めている。

次に、用例④は「三遠所々合戦の事」という段の後注の第二段落の冒頭部に見られる。織田信長を討亡せんとする足利義昭の誘いを幸いに、京都に攻上るのを「斉桓晉文の覇業を志す」として、漢籍から先例を求めている。

次に、用例⑦は「香春・小倉・柳川・山下開城付立花始末の事」という説話の第二段落の冒頭部に位置している。黒田如水の行動を、「大禹の聖徳にひとしき挙動」として称賛している。やはり、先例を漢籍に求めている。

以上のように、(1)の(ア)に準じて冒頭部にある漢籍の引用は、説話全体のテーマを表わすことはないが、個々の事例の先例を漢籍に求めている、それが一種の行動規範になつていふと見られる。

次に、(ウ)の「段落の冒頭にあるもの」について検討する。まず、用例⑬は、「関白妹君浜松御入輿の事」の第二段落の冒頭部である。ちなみに本説話の冒頭部は(1)の(ア)の用例⑫である。秀吉が知略に富んでいたことを、「六韜三略をみずといへ共、胸に孫呉の知計をたくはへ」と述べている。知略に富むことのバロメーター(基準)として、六韜・三略および孫子・呉子などの兵書を引用している。

次に、用例⑭は「聚楽行幸用意の事」の第三段落の冒頭部に見られる。秀吉が後陽成天皇の行幸を仰ぐために聚楽第を造営する。その豪華絢爛たる様を述べるのに、秦始皇帝の阿房宮、漢武帝の建章になぞらえている。豪壮さの基準を阿房宮・建章などに求めている。

次に、(2)の(ア)の「会話・心話文中にあるもの」について検討する。まず、用例⑥は「明智光秀叛逆の事」の第三段落の文章に見られ、光秀が信長に反逆する心境を述べる所である。「賢人は卑しい地位にとどまらない。小人物は大人物の志がわからない。つまらない死に方をしてなるものか」という意味を、夫々、後漢書、論語などに典拠を求めながら述べている。

次に、用例⑦は、用例⑥と同じ説話の第八段落の文章に見られ、光秀が謀叛を明かすと、明智左馬助が「一度しゃべったことは取りかえしがつかない。一刻も早く京都へ出軍すべし」と述べる所である。この事を「駟も舌に及ばず」という論語のことはばを典拠として述べている。

次に、用例⑩は「光秀青竜寺敗走おぐるす小栗栖最期の事」の第二段

落の文章に見られる。光秀が山崎合戦に敗れ青竜寺へ敗走した時、秀吉軍にすっかり包囲されていることを見て述べた部分である。敵に包囲された心境を項王のそれになぞらえて述べる。やはり漢籍に先例・典拠を求めた例である。

次に、用例⑲は「太閤令三諸將和睦付神君御威望の事」の第四段落の文章に見られる。秀吉の諸將和睦の命令にそむく者は人臣の道に反する。公儀の令条に違反する者は国家の禄を受けるべきでないとして述べるのに、「普天の下王土にあらざるはなし」という漢籍のことは判断基準としている。

次に、用例⑳は「西尾・水野・遠藤等曾根八幡軍の事」の第五段落の文章に見られる。高橋修理という器量人を石田三成が召し抱えようとする、それを断ることばの中に、「もともと仕官の望みはなく、まして今は老齡に達した」と述べる所である。これを曹植詩、後漢書などに典拠のある「桑榆」という語を典拠として述べている。

次に、用例㉑は「金吾黄門内通付奉行誓詞の事」の第三段落の文章に見える。東軍内通への疑いを抱く宇喜多・石田等が秀秋を呼び出す。「もし来ないというなら刺殺せ」と使者にいうと、使者は「おっしゃるまでもありません。必ず果しましょう。」と誓う所である。その際に、秦始皇帝暗殺に失敗した荊軻の先例をあげて、そのようなことはいたしませんと述べている。

次に、用例㉒は「大須賀忠政並坂部・久世嚴命付軍中日取の事」の第四段落の中間部に見られる。関ヶ原合戦が九月十五日にきまった所、当日は西塞りの日で中止を求める声があったのに対し

て、家康が「今こそ敵を討つチャンスだ。今を逃してはならない。西塞がりでも忌むことはない。」と述べる所である。家康がこのように決断する判断の基準・よりどころを、三略や孟子のことばに求めている。即ち、前者の「將の謀は密ならん事を欲す」や後者の「天の時は地の利にしかず、地の利は人の和にしかず」などである。

次に、用例⑳は「長東政家切腹<sup>付</sup>水口・桑名・神戸・亀山城の事」の第七段落の中間部に見られる。関ヶ原合戦から敗走した長東政家が江州水口の居城に籠城したのを、説得しようとして使者が述べる口上の中に、「今はどんな智謀、猛勇を以てしても、勝ち目はない。すみやかに開城すべし」というのを、「張良・陳平の智謀、樊噲周勃が猛勇」と述べている。漢籍中の先例に照らして智謀・猛勇を述べている。

次に、用例㉑は「小西行長就<sup>レ</sup>擒<sup>付</sup>小幡助六の事」の第四段落の中間部に見られる。石田三成の近臣小幡助六が生捕られ、三成の所在を責問われた時、「臣として主君の隱家を告るわけにいかない」と言う。この行動規範が国語「越語下」の「君辱しめらるる時は臣死する」という古語である。

次に、用例㉒は「正純三成問答の事」の第三段落の会話文中に見られる。関ヶ原合戦後、生捕にされた石田三成が本多正純から、「どうして大谷を捨殺しにして、一日の露命を惜しんで逃げたのか」と聞かれた時、三成が「其元のような陪臣の身でははかりかねるであろうが、宇喜多我等は幼君を大切に思つて、時節到来を伺つたのだ」と答える。陪臣の身では、心から主君のことを思う

我等の気持はわからないであろうというのを、左思・呉都賦の「不<sup>レ</sup>窺<sup>二</sup>玉淵<sup>一</sup>者」云々という古語にたとえている。漢籍引用が比喩表現となつている。

次に、(2)の(イ)「地の文中にあるもの」の用例を検討する。まず、用例㉓は「駿府城焼滅<sup>付</sup>今川將士落着の事」の第二段落の地の文中に見られる。栄華を誇つた駿府の城も、武田信玄に焼かれ灰燼に帰す。そのありさまは、「姑蘇城一夜の烟、咸陽宮の三月の火」のようであつたと述べる所である。漢籍から先例を取り出し、それになぞらえて述べられている。

次に、用例㉔は「秀吉尼崎着陣<sup>付</sup>諸將対面の事」の第一段落の地の文中に見られる。毛利氏との和睦が成つた矢先に、主君信長横死の知らせを受け、秀吉がくやしがり、憤る所である。それを「史記・荊軻傳」の「扼腕切齒」、〔世説新語・黜免〕の「断腸」という語で表現している。漢籍が典拠になつている。

次に、用例㉕は「秀吉諸將恩賞<sup>付</sup>口佐田・奥佐田軍の事」の末尾に付された後注の文章中に見られる。秀吉と家康が直接、相まみえて戦つたと原書にあるのは、三国志演義の話をまねて面白おかしく作つた偽作であると述べている。三国志演義を典拠にしているという。

次に、用例㉖は「朝鮮陣発端<sup>付</sup>神君御評論の事」の末尾に付された後注の中間部にみられる。秀吉は天下が統一されたにもかかわらず、戦いをやめようとせず、今度新たに朝鮮出兵を企てる。このような好戦的なやり方は国を亡ぼすものであるということを述べるのに、漢武帝の匈奴討伐、隋煬帝の三度の遠征の例をあげ

ている。国を亡ぼした先例としてこれらが記されている。

次に、用例⑳は「西尾・水野・遠藤等曾根八幡の事」の第五段落の地の文中に見られる。既に㉑の「会話文中」の例として挙げたものであるが、それより前の部分に存する。高橋修理という男が「孫呉の兵法」を修めていたとある。兵法といえは「孫子・呉子」というように、その代表として扱われている。

次に、用例㉒は「牧野等国土降参<sup>付</sup>三奉行の事」の末尾に見られる。東三河も家康に帰服し、三河一国が平定されたので、高力・本多・天野の三奉行を任じ、慈と寛と断とを巧みにまぜて東三河の支配を行ったが、これはあたかも鄭の公孫僑（字子産）や唐の太宗の貞観の治の如きであったとする。先例として漢籍から引用する。家康を鄭子産や唐太宗になぞらえている。

次に、(3)の㉑「説話の末尾にあるもの」の用例を検討する。まず、用例⑤は「高遠城責の事」の末尾に見られる。武田家滅亡に際して、最後まで節義を守り通したのは高遠の将士のみであったとして、この説話の末尾に後漢書の「疾風知<sup>二</sup>勁草<sup>一</sup>」云々を引用している。この引用文は、この説話全体のまとめの役割をはたしていると思われる。分類(1)の㉑が説話全体の主題を初めに掲げ、以下、その具体例が述べられる演繹的な記述法であるのに対して、本例⑤は、初めに具体的事例を述べて最後にその一般化としての主題を述べる帰納的な記述法といえる。用例は(1)の㉑より少ないが、それなりの機能を果たしていると思われる。

次に、用例⑰は既に(2)の(イ)で触れたものであるが、天下が治つたにもかかわらず朝鮮出兵を企てる秀吉の行為は、漢武帝や愍煬

帝の二の舞となるだろうと述べ、多欲は身を亡ぼすもどだというのに、孟子のことは、湯武や桀紂の先例をあげ、「後世の人主こころ得給ふべきの第一なり。」と結ぶ。やはり、撰者の主張したいことは末尾に置かれ、文章全体をまとめている。帰納的な叙述法である。

以上の個別の検討から明らかになることを最後にまとめておきたい。まず、(1)の㉑は、用例⑫以外は全て、一つの説話の主題を漢籍の引用が表わしていると思われるものである。(イ)は説話全体の主題を示すものではなく、個々の事例の先例を漢籍の中から取り出していると思われるものである。(㉑)もこれに該当する。又、用例⑰のように、一種の行動規範となっているものもある。(ウ)は⑬のように知略に富むことの判断の基準、豪華さの判断の基準という役割を漢籍の引用が担っていると見られる。

次に、(2)の㉑は、⑥のように光秀の心中を漢籍に典拠を求めながら述べ、⑦のように噂の立つことの早さを漢籍に典拠を求めながら述べ、又、⑩のように敵に取り囲まれたことを「四面楚歌」というように、やはり漢籍に典拠を求めながら述べる。漢籍が典拠の役割を果たしているものである。又、⑱⑲のように判断の基準となっているもの、更に⑳㉑のように先例としての役割を果たしているものもある。又、用例㉒のように行動規範となっているもの、更に㉓のように比喩表現となっているものもある。(イ)は、用例⑫⑬のように先例となっているもの、用例⑨⑪のように典拠となっているもの、又、用例⑳のように、「孫呉」など兵法の代表としての役割を担っているものなどがある。

終りに、(3)の(ア)は、説話又は後注の末尾にあって、夫々の文章全体の主題を表わしているとみられる。

これを要するに、説話又は後注の冒頭又は末尾にある漢籍の引用は、夫々の文章全体のテーマ(主題)を表わしていることが多く、その他の場合は「事例の先例」「一種の行動原理」「判断の基準」「典拠」「行動規範」「比喩表現」「代表」などと、ことばは異なるけれども、ある事例を述べるに当たり、漢籍と照合しながら述べるという点では全て共通しているのである。この典型的な例が、説話や後注の冒頭と末尾に漢籍の引用を持って来て全体の枠組を作ることである。そして、その枠組の中で、更に個々の事例について漢籍と照合しながら、それとの関連において述べられる。正に、改正本は漢籍漬けの文章であるといえるのである。撰者の漢文の素養が、いかに強く、文章表現に影響しているかを思わざるを得ない。